（災害救助法）

住宅の応急修理制度にかかるＱ＆Ａ

令和６年１月

石川県土木部建築住宅課

令和６年災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するＱ＆Ａ

 （市町職員・被災者向け）　※朱書きは更新箇所

|  |  |
| --- | --- |
| 質　　問 | 回　　答 |
| １ | 住宅の応急修理とはどのような制度なのか。 | 災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊（準半壊）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、住民が選定された業者に市町が修理を依頼し、修理費用を市町が直接業者に支払う制度です。 |
| ２ | 空き家、駐車場,倉庫も応急修理の対象としてよいか。 | この制度の趣旨は、日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであり、空き家、駐車場、倉庫は対象外です。 |
| ３ | 住宅の応急修理費用を貰って自分で業者に発注することは可能か。 | 修理に要した経費は自治体が直接、修理業者に支払います。ただし、内閣府告示（一般基準）の金額を超える修理を行う場合には、超過した分の修理額について、自己負担で支払っていただく必要があります。 |
| ４ | 住宅の応急修理の範囲はどこまでか。 | 住宅の応急修理の対象は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分です。なお、災害の難を逃れ、単に古くなった壁紙や畳の交換は対象外です。 |
| ５ | 応急仮設住宅（賃貸型・建設型）に入居した場合、住宅の応急修理はできるのか。 | 住宅の応急修理は、何とか自宅で日常生活を継続できるようにするための制度です。このため、修理期間が１か月を超えると見込まれる者であって、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方については、応急仮設住宅(賃貸型・建設型)と応急修理制度の併用が可能です。原則として入居期間は、発災日（1月1日）から6ヵ月以内です。ただし、県内12市町（金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、内灘町、志賀町、中能登町、穴水町、能登町）の対象者においては、応急修理が完了するまでの期間での入居が可能です。 |
| ６ | 応急修理期間における応急仮設住宅の使用上の注意点。（半壊以上の場合） | 原則、応急仮設住宅へ申込みする前に、応急修理制度の申込みをする必要があります。ただし、ライフラインの途絶を理由に応急仮設住宅に入居した場合は、罹災証明書の交付日からライフラインの復旧日までの間に申込みする必要があります。 |
| ７ | 災害救助法に基づく住宅の応急修理と被災者生活再建支援法の支援金は併給してもよいか。 | 元の住家に引き続き住む場合、併給は可能です。住宅の応急修理をする場合は、大規模半壊、中規模半壊など支援法の対象となる被害が生じた世帯であれば、被災者生活再建支援金も合わせて活用することができます。なお、被災者生活再建支援金を活用する場合は、上記３と同じく自己負担分の契約が必要となります。 |
| ８ | 自宅の損壊により、やむを得ず、公営住宅、市営住宅、国家公務員宿舎等や在宅避難や親戚・知人宅への避難をしていても住宅の応急修理は可能か。 | 在宅避難中や親戚などのお宅に身を寄せていても住宅の応急修理の実施は可能です。また、応急修理が完了するまで左記の住宅等に一時的に避難していた場合でも、応急修理の実施が可能です。ただし、応急修理を行った後、住家に戻っていただくことが前提となります。 |
| ９ | 家電製品は応急修理の対象となるのか。 | 家電製品は応急修理の対象外となります。エアコンの室外機も応急修理の対象外です。 |
| １０ | 住宅の応急修理の完了期限が３ケ月（国の災害対策本部が設置された場合は６ヶ月）とされているが、延長は可能か。 | 内閣府告示においては、住宅の応急修理の完了期限は３ケ月（国の災害対策本部が設置された場合は６ヶ月）となっていますが、当該修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ずこの期間での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣府と県が協議の上、特別基準により期間の延長をすることが可能です。なお、事務委任を受けた市町は、可能な限り早期の応急修理の完了に努めていただきますようお願いします。 |
| １１ | 住宅の応急修理の申込みはいつまでに行わないといけないのか。 | 制度の手続きとしては、住民から申請があり、市町が施工者に依頼する流れとなります。修理を完了期限までに完成させる必要があるので、修理期間を考慮して申し込みしていただく必要があります。市町においては、住宅の応急修理の申請受付については、可能な限り速やかな完了に努めていただくようお願いしますなお、完了期限については、上記１０のとおり、内閣府と県で協議の上、特別基準により期間の延長をすることがあります。期間の延長がある際は、ＨＰ等を通じてお知らせします。 |
| １２ | 被災者の所得に関係なく対象となるのか。 | 世帯の収入要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断することとしています。※平成28年5月までは前年（又は前々年）の世帯収入について確認を求めていたが、この要件は撤廃しています。 |
| １３ | 住宅の応急修理に必要な書類は何ですか。 | 申込みの際に必要な書類等は以下のとおりです。①　住宅の応急修理申込書（様式１号）②　り災証明書の写し③　施工前の被害状況が分かる写真④　修理見積書（様式３号）（後日、提出可だが、工事決定までに必要）⑤　資力に関する申出書（様式２号）上記以外にも、各市町において申請に必要な書類が追加される場合もありますので、詳しくは市町の相談窓口に確認してください。また、工事完了後には、工事施工中、施工後の施工写真が必要になりますので留意願います。 |
| １４ | 大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊かどうかは、どのように確認するのか。 | り災証明書の「被害の程度」欄、又は被災者台帳により確認します。また、り災証明書の提出が申込み後となる場合は、自宅の被害状況が分かる写真などで代用し、り災証明書が交付を受けた段階で提出いただければ結構です。 |
| １５ | 応急修理の申請時に提出する「り災証明書」はコピーでも良いのか。 | コピーで差し支えありません。 |
| １６ | 単身赴任等により住民票を移動せず居住していた住宅が被災した場合、住宅の応急修理の対象となるか。 | 今後も引き続き被災した住宅に住み続ける場合には、複数月分の公共料金の支払証明など、客観的に居住の実態が確認できる資料により居住の実態が判断できれば問題ありません。 |
| １７ | 別荘は応急修理の対象となるのか。 | 主たる住宅が別にある場合は、居住実態があったとしても応急修理の対象外となります。 |
| １８ | 全壊した住宅は応急修理の対象とならないのか。 | 全壊であっても、応急修理を実施すれば居住することが可能なら、応急修理の対象とすることが可能です。 |
| １９ | １階が店舗や事務所として利用している併用住宅は住宅の応急修理の対象となるか。 | 住宅の応急修理は、日常生活を営んでいるところを対象とするため、１階が事務所や店舗等である場合には対象となりません。ただし、１階の階段が壊れて２階の居住スペースに行けない、１階にしかトイレがない等の理由があれば応急修理の対象となります。 |
| ２０ | 住民票は一つだが、例えば「母屋」と「離れ」のように別居している世帯の場合、「母屋」と「離れ」それぞれで修理を受けることはできるか。 | 世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば、それぞれで応急修理は可能です。 |
| ２１ | ＤＩＹの材料費は、住宅の応急修理の対象となるか。 | ＤＩＹは、自らの資力で実施することから、応急修理の対象外となります。 |
| ２２ | 複数階建て共同住宅の共用部分は修理対象となるか。共用部分が利用できないと上層階に行くことができない。 | ①　分譲住宅の場合、管理組合理事会や各住居世帯主持ち回りなどにより入居者の正式な同意（同意書）が得られれば、入居世帯分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。②　賃貸住宅の場合、一般的にはその借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。しかし、所有者・管理者に応急修理を行う資力がない場合には、入居世帯数分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。なお、この場合、所有者・管理者に資力がないことを証する資料が必要となります。 |
| ２３ | 間取りを変更することは可能か。 | 例えば、部屋を６畳間から８畳間に拡張する等の工事を行う場合でも、修理対象工事が含まれる場合は当該工事を応急修理の対象として差し支えありません。 |
| ２４ | 仕様がグレードアップになる工事は対象となるか。 | 建具（玄関扉、戸、サッシ）や設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器）等のグレードアップは応急修理の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象とは言えませんので、必ず、変更する建具や設備が元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。また、交換前の品番、機能等についても写真撮影するなどグレードアップではないことを示してください。 |
| ２５ | 屋外設置型給湯器は応急修理の対象となるか。 | 地震・浸水等により破損した給湯器（配管、貯湯タンク、室外機）は対象となります。ただし、給湯器の交換に当たっては、故障個所を明確に示すとともに、元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。（必ず、交換前の写真と交換後の写真を撮影するとともに、写真には、故障個所や、交換前の品番、機能等を示し、グレードアップではないことを示してください。） |
| ２６ | 床上浸水により汚泥が堆積し、洗い流しても悪臭が取れない、カビが発生するなど、そのままでは生活できない場合、破損はなくても修理の対象となるか。 | 汚泥や悪臭により使用できないと判断した床や壁については、応急修理の対象として差し支えありません。また、床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。 |
| ２７ | 住居内の土石や木竹の除去は応急修理の対象となるのか。 | 住宅内の土砂等の障害物を除去は、住宅の応急修理に該当しません。 |
| ２８ | 応急修理に伴い廃棄する廃材の処分費等は、応急修理制度の対象となるか。 | 応急修理によって搬出される産業廃棄物の運搬、処分費は応急修理制度の対象となります。また、環境省の災害等廃棄物処理事業の対象となる場合もありますので、市町の廃棄物処理窓口に相談してください。 |
| ２９ | 床の修繕に合わせて畳敷きをフローリングに変更してもよいか。 | 当該仕様の変更については応急修理の対象として差し支えありません。ただし、床暖房などの追加設備（グレードアップ）は自己負担となりますので留意願います。 |
| ３０ | 畳の交換は対象となるのか。 | 床と併せて畳などの修理を行う場合は対象となります。畳だけの交換では対象となりません。（床と併せて交換を行うものであれば畳の枚数に上限設定はありません。） |
| ３１ | 床板を修理するうえで、床下断熱材は対象となるか | 浸水した床下断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、その交換については応急修理の対象として差し支えありません。 |
| ３２ | 浸水した部分の床壁の修繕は対象となるか。（断熱材、石膏ボード張替など） | 一度、浸水した断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、交換の対象として差し支えありません。その際、石膏ボードを外す、壊す等せざる得ない場合も張替えの対象となります。 |
| ３３ | 内部建具（ドア、ふすま、障子）は対象となるか。 | 損傷度合いにもよりますが、ドア類は長時間浸水することで反ってしまった場合、ふすま、障子類も枠組みが破損している場合などについては応急修理の対象として差し支えありません。なお、ふすま、障子の張替えだけで済むような修理は対象にはなりません。 |
| ３４ | 破損した内壁（土壁）は対象としてよいか。 | 珪藻土や聚楽壁などは一度浸水するとボロボロになってしまう可能性が高いため、対象として差し支えありません。 |
| ３５ | 内壁が破損した場合は対象となるか。 | 内壁（住家内に面する壁、間仕切壁等）が破損した場合については、対象として差支えありません。ただし、下地等の破損がなく、単に壁紙を補修する場合については、対象になりません。 |
| ３６ | エアコンの室外機は修理の対象となるか。 | エアコンは家電製品であり、住宅の応急修理の対象とはなりません。 |
| ３７ | 従前、井戸水を使用していたが、災害後、井戸が濁って、飲めなくなった。住宅の前に水道管が通っており、敷地内の配管を行えば給水が可能であるため配管を行いたいが、この工事は応急修理の対象となるのか。 | 新たに水道を敷設するための工事は元の住宅の応急修理の範囲とはならないため、対象とはなりません。上水道事業を所管する担当窓口に相談願います。 |
| ３８ | 浸水被害により、浄化槽ブロワーが故障した。ブロワーの交換は応急修理の対象となるか。 | 浄化槽ブロワーは住宅設備であり、対象として差し支えありません。 |
| ３９ | 台所の流し台（キッチン）を交換することは応急修理の対象となるか。また、オール電化のＩＨクッキングヒーターは対象となるか。 | 損傷した流し台（キッチン）は住宅の基本設備であり、交換は応急修理の対象として差し支えありません。損傷した流し台と吊戸棚が一体となっているからといっても、浸水していない、損傷していない吊戸棚を交換する場合は、応急修理の対象外となります。ＩＨクッキングヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理の対象です。ただし、ガスコンロからＩＨクッキングヒーターなどの明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。 |
| ４０ | ガスコンロは対象となるか。 | ガスコンロは家電製品であり、生活必需品として配布していることから応急修理の対象外となります。 |
| ４１ | 便器が使用できない状態になった。応急修理の対象となるか。 | 応急修理の対象として差し支えありません。（暖房便座は可。）・　被災前、温水洗浄機能が付いていない便器であったにも関わらず応急修理において温水洗浄機能を新規で取り付ける場合は対象外となります。・　和式便器から洋式便器（暖房便座は可。）は対象として差し支えありません。（ただし、温水洗浄便座の新規取付けは対象外となります。）・　自宅に大便器と小便器がある場合は、大便器の修理のみ応急修理の対象となります。両方の便器の修理は制度の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象とは言えません。 |
| ４２ | 住宅の１階と２階の両階にトイレがあり、１階のトイレが破損した場合、修理の対象となるか。 | ・　１階にトイレがあり災害により破損したが、２階にもトイレがあり、差し当たって２階のトイレの使用が可能な状態であれば、応急修理の対象とはなりません。・　また、２階のトイレと１階のトイレの交換も応急修理の対象となりません。 |
| ４３ | 温水洗浄便座は応急修理の対象となるか。 | ・　被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理して差支えありません。ただし、新規設置は、修理ではないため対象外となります。 |
| ４４ | 浴槽に汚泥や石が流入し、破損又はひびが入っている。応急修理の対象となるか。 | 修理・交換の対象として差し支えありません。また、破損又はひびもない状態の浴槽であって、なお交換を必要とする場合については、破損箇所を明確にする必要があります。なお、公営住宅の浴槽については応急修理の対象になりません。 |
| ４５ | 各住戸に設置している防災行政無線が地震や浸水により使用不能となった。修理の対象になるか。 | 応急修理の対象外です。個別の受信器の交換・修理については、各市町にお尋ねください。 |
| ４６ | 70万6千円以内あるいは34万3千円以内であれば、修理を複数業者へ依頼することは可能か。 | 修理を単一の業者に発注するよりも、複数の業者に分割発注した方が工期短縮も費用節約になる場合は、修理を工種ごとに別の業者に分割発注することは可能です。修理が長期化する場合は認められない場合もあります。 |
| ４７ | 住宅の修理の見積を依頼したら、100万円の見積書が提示された。応急修理の限度額を超える場合は、どのように申し込んだらよいか。 | 被災者負担分と、応急修理分を含んだ修理見積書（様式第２号）を作成し、各市町窓口に提出してください。また、基準額を超えた部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約をしていただく必要があります。●　修理総額　100.0万円の場合・応急修理 70.6万円以内（注意：応急修理の対象外が多い場合は満額にはなりません。）・自己負担　 29.4万円以上なお、自己負担が困難であり、応急修理費用の範囲内で修理を依頼したい場合は、各市町窓口で相談いただくようお願いします。 |
| ４８ | 応急修理業者の指定業者はいるのか。自分の家を建ててくれた業者又は大工に施工してもらってもよいのか。 | 特別、応急修理の指定業者というものはありません。手配された業者が当該制度を知らない場合は、応急修理の対象等、制度の内容を説明させていただく必要があるので、手配された業者の方に受付窓口に来ていただくようお願いしてください。 |
| ４９ | 見積書に添付する被害状況を示す資料として図面の添付は必要か。数量を示すために図面は必要か。 | 基本的に、施工前、施行中、施工後の写真があれば、図面は必要ありません。 |
| ５０ | 住宅の応急修理に定める申請書等の様式を加筆・修正してもよいか。 | 地域の実情に応じて必要があれば加筆・修正して構いませんが、被災者や各自治体の業務の増加に考慮して見直しを行った結果であること、会計法令上、省略できない書類まで省かないことが原則となります。 |
| ５１ | 修理業者が通常使用している見積書に変更してもよいか。 | 住宅の応急修理の指定の様式を使用してください。また、修理業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加え、地方公共団体が使用する様式を選択することが可能です。 |
| （追）５２ | 賃貸住宅（アパート）の修理は対象となるか。所有者が修理を行う場合、戸あたりの限度額はどのように算定するか。 | 実施要領P２、３、（３）の通りです。借家の所有者は対象となりません。所有者が修理を行えず、居住者が修理を行う場合にあっても、所有者の保険や資力等がないことを客観的に裏付ける必要があります。 |
| （追）５３ | り災証明書の添付がないと、応急修理の受付はできないのか。 | り災証明書が交付されるまでに、ある程度期間を要することが想定されることから、り災証明書の交付前であっても申込みを受け付け、できるところから審査を進めることが望ましいです。その際、被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊等）」ことが明らかになった場合には、制度の対象とならないことを被災者に伝え、その旨を了解したことの書面を被災者から提出してもらった上で、申込みを受け付けることが望ましいです。※「被災した住宅の修理に係る事前準備及び発災時対応のための手引き」（令和３年５月　内閣府政策統括官（防災担当）） |
| （追）５４ | 制度の存在を知らず、着工前の写真を撮らないまま現在修理中である。着工前・工事中の写真がないと制度の対象外なのか。 | 　写真の提出は必須ですが、やむを得ない場合については、修理前の状況、修理の内容を記載した申立書及び図面を提出してください。 |
| （追）５５ | 　見積書の記載において、諸経費はどのように記載すればよいか。 | 　諸経費を直接工事費ベースで按分の上で、応急修理分の諸経費を記載してください。 |
| （追）５６ | 　見積書は、会社所定の様式も利用可とのことだが、制度の対象・対象外の欄を追加する必要があるか。 | 　会社所定の様式の備考欄や欄外等に、項目毎に応急修理の対象・対象外の判別を記載する形であれば、各社の様式差し支えありません。 |
| （追）５７ | 液状化現象により準半壊以上の被害を受けた住宅の傾斜復旧に応急修理制度を利用することは可能か | 住宅の傾斜復旧について、以下の①～④の工法で応急修理を行うことは可能です。（令和６年能登半島地震の被害に限る）①ポイントジャッキ工法　②注入工法③耐圧版工法　④アンダーピニング工法ただし、住宅の復旧に係る部分のみが対象であり、宅地に関するものについては、対象外となります。 |
| （追）５８ | 応急修理制度と被災宅地等復旧支援事業や住宅耐震化促進事業による補助制度を併用することは可能か | 住宅の修理を行う際に応急制度とあわせて、被災宅地等復旧支援事業や住宅耐震化促進事業の補助制度を利用することは可能です。ただし、その場合、修理内容（対象費用）はいずれかの制度に分ける必要があります。 |